

資格確認書等送付書（返納分）

※組合員自身の退職、佐大附属学校や市町・知事部局等への転出、職員番号の変更等に伴い資格確認書等を返納する時のみ使用

証種別	返納枚数	備考
資格確認書		
限度額適用認定証		
高齢受給者証		
特定疾病療養受療証		

※ 組合員資格が続く場合でも、組合員番号（職員番号）が変わった場合は返納が必要です。

※ 資格喪失日には、退職の場合「退職日の翌日」、転出の場合「最終在籍日の翌日」、死亡の場合「死亡日の翌日」、75歳到達の場合「誕生日の当日」をご記入ください。

※ 従来の組合員証や被扶養者証、資格情報のお知らせ、有効期限を過ぎた資格確認書は返却不要です。

※ 資格喪失後は、資格確認書等を用いて医療機関等の受診をしないでください。

万が一、医療機関等を受診する際は、窓口担当者に「公立学校共済組合の資格は喪失しています。現在、新しい資格の手続き中です。」と伝えるよう対象者に必ずご周知ください。

令和 年 月 日

公立学校共済組合佐賀支部長 様

所属名

所属コード

所屬長名

電話番号

共済組合使用欄		
課長	係長	担当